

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
請求がお済みで無い方は、

平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

■支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で、

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

国債名称：第十回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面：25万円（5年償還の記名国債）

■請求窓口

役場福祉課または各総合支所・各出張所

お詫びと訂正

広報すおう大島平成29年8月号でも同様のお知らせをしておりますが、請求期限について「平成30年4月1日までにご請求ください」と誤った標記となっております。正しくは、「平成30年4月2日までにご請求ください」です。訂正しお詫び申し上げます。

■問い合わせ 福祉課（民生福祉班） ☎0820（77）5505

住宅用火災警報器の点検をしましょう！

【相談】

住宅を新築した際に住宅用火災警報器を設置したが、設置から10年ほどたっている。しなくてはいけないことがあるか。

【処理】

電池切れや経年劣化により警報器が正常に機能しないことがあることから、定期的な点検や手入れを勧めた。また、設置から10年以上経過している場合は本体内部の電子部品の劣化が考えられるため、本体の交換が望ましいことを伝えた。

【ワンポイント講座】

住宅用火災警報器は、家庭内での火災の発生をいち早く検知し、音や光によって知らせる装置です。警報器は警報を発していないでも常にセンサーが作動し、監視しています。本体の消耗・劣化を考慮すると、10年を目安に本体を交換することが望ましいとされています。

また、センサー部のほこり等が火災時以外での警報の作動や、検知遅れの原因にもなります。点検や手入れの方法は取扱説明書に記載されていますので、取扱説明書をよく読んで、定期的な点検や手入れを行いましょ。

■問い合わせ 周防大島町商工観光課
☎0820（79）1003

めざせ！
かしのい
消費者

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820（22）2125

山口県消費生活センター

☎083（924）0999